

倉敷市いじめ問題対策基本方針

平成 26 年 12 月

倉敷市・倉敷市教育委員会

(平成 31 年 4 月改定)

—— 目 次 ——

はじめに	1 頁
I いじめの防止等への対策に関する基本的な方針	2 頁
1 いじめの定義	2 頁
2 基本理念	2 頁
3 基本的な考え方	2 頁
(1) いじめの防止	2 頁
(2) いじめの早期発見	3 頁
(3) いじめへの対処	3 頁
(4) いじめの解消	3 頁
(5) 家庭や地域との連携	3 頁
(6) 関係機関との連携	4 頁
(7) 保護者の責務	4 頁
II いじめ防止等への対策に関する内容	4 頁
1 いじめ防止等への対策のために本市が実施する事項	4 頁
(1) 「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	4 頁
(2) いじめ問題への対策のために本市が実施する主な施策	5 頁
2 いじめ防止等への対策のために学校が実施する事項	6 頁
(1) いじめへの基本姿勢	6 頁
・児童生徒が成長する過程で一般的に見られる日常的衝突事案	
・教育的な見地からの支援や指導，助言を要する事案	
・学校教育の指導の範囲を超える事案	
(2) 「学校いじめ問題対策基本方針」の策定	7 頁
(3) 「いじめ問題対策委員会」の設置	7 頁
(4) 学校が実施する取組	7 頁
3 重大事事態への対処	8 頁
(1) 倉敷市教育委員会又は学校による対処	9 頁
(2) 市長による再調査及び措置	9 頁
III その他の事項	10 頁

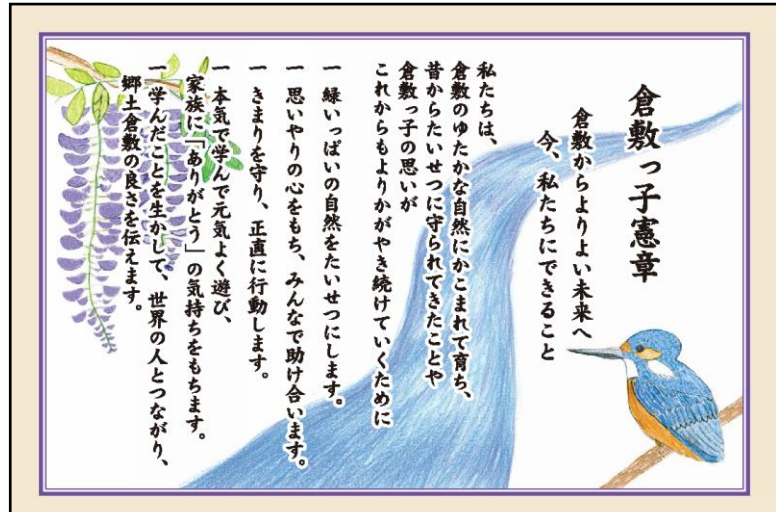
はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じなくてはならない。

倉敷市（以下「本市」という。）では、これまで子どもが心豊かに成長できる学びの場の実現に向け、倉敷市学校問題支援総合プロジェクト事業を中心として「心の教育」を推進してきた。さらに、2016伊勢志摩サミット（主要国首脳会議）関係閣僚会合、G7倉敷教育大臣会合の公式サイドイベント「G7倉敷こどもサミット」において、「自分自身と同じように、周りの人を大切にする」など4項目の「G7倉敷こどもサミット宣言書」を採択し、市内の公立小学校及び中学校の代表児童生徒によって作成された「倉敷っ子憲章」において「倉敷からよりよい未来へ 今、私たちにできること」として、

子どもたち自身が自らの行動指針を示したところである。その中には、

「思いやりの心をもつ」ことや「みんなで助け合う」こと、「正直に行動する」ことなどの子どもたち自身が描いた理想が掲げられており、その実現に向けて行動する児童生徒を支援していく家庭や地域社会、学校のもつ役割は大きい。



このたび、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月法律第71号、以下「法」という。）の制定に伴って示された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が平成29年3月に改定され、併せて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたことを契機として、本市におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処のための対策（以下「いじめ問題への対策」という。）をより一層推進するために、法第12条の規定に基づいて策定した「倉敷市いじめ問題対策基本方針」（平成26年12月）を改定することとした。

なお、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」において、「学校」とあるものは倉敷市教育委員会が設置者である、倉敷市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。また、対象とする児童生徒は上記の学校に在籍する児童生徒とし、保護者とはそれらの方に親権を行う者（親権を行う者のいない場合は未成年後見人）とする。

I いじめの防止等への対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義

いじめとは、法第2条に「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めなければならない。

なお、「一定の人的関係にある」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級の児童生徒や同じ部活動の生徒、学習塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人間関係にあることを指し、「心理的な影響」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものやインターネット上での誹謗中傷等を含む。また、「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品のたかりや、所有する物を壊されたり隠されたりすること等を意味する。

2 基本理念

- (1) いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外におけるいじめをなくすことを目指して行わなければならない。
- (2) いじめ防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、いじめが児童生徒の心と身体に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であることを児童生徒が理解することを目指して行わなければならない。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを踏まえ、本市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下で行わなければならない。

3 基本的な考え方

(1) いじめの防止

全ての児童生徒に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、他者への思いやりや豊かな人間関係を営む力の育成に努めるとともに、児童

生徒の主体的な活動等により、自らをよりよい方向へ導く力を育成^{※1)}することが必要である。また、全ての児童生徒が安心安全に生活できる、落ち着いた学習環境の基礎となる学習規律や生活規律の定着が重要であり、インターネット上でのいじめについては、情報モラルに関する教育や保護者への啓発等が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、各学校において実施している、定期的なアンケート調査や教育相談をさらに充実させ、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整備することが必要である。また、教職員や周囲の大人がささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確にかかわりを持ち、積極的にいじめを認知^{※2)}することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを訴えてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や倉敷市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておくことが必要であり、特定の教職員が情報等を抱え込むことがないように、組織的な対応を可能とする体制整備が必要である。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていることと、いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することの少なくとも2つの要件を満たす必要がある。なお、いじめが解消している状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、加害・被害に関わらず、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校の基本方針を家庭や地域に周知し、共有した上で学校と連携して対応することが必要である。そのために、

※1) 倉敷こどもミーティング

子ども自らが自分たちのまわりで起きている問題に気づき、考え、解決に向けて行動していくことを目指して全市立中学校の生徒代表が一堂に会し、平成26年度から年3回実施。平成29年度からは、小学生も参加して議論を重ね、その成果を各学校に持ち帰って、各校の実態に応じた児童・生徒主体の取組を展開。

※2) 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」(文部科学省通知「29初児生第42号」,平成30年3月)

1(4) いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素(加害行為の「継続性」「集団性」等)を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること。

コミュニティースクール学校運営協議会や学校評議員制度等を活用して地域との連携を図ったり、PTAや地域の関係団体と教職員が、いじめの問題についての協議や研修を行う機会を設けたりする中で、地域の児童生徒の見守りや情報提供を依頼しておくことが必要である。

(6) 関係機関との連携

いじめの対応において、学校や倉敷市教育委員会が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な成果を上げることが困難な場合には、学校や倉敷市教育委員会は関係機関（児童相談所、倉敷子ども相談センター、医療機関、警察等）との適切な連携をとることが必要である。そのために、平素から、情報交換や連絡会議の開催など、いじめ問題に対する方針等の情報共有体制の充実が必要である。

(7) 保護者の責務

保護者は、児童生徒の教育について第一義的な責任がある^{※3)} ことを自覚し、いじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪を判断する力、正義感等を育むための指導等に努めるとともに、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力する必要がある。また、インターネット上のいじめにおいて、スマートフォンの普及に伴い、ソーシャルネットワークワーキングサービス（以下「SNS」という。）等の利用が増えていることから、児童生徒の情報機器・端末の利用状況を適切に把握、管理し、その適正な利用について指導・監督する責務があること^{※4)} を認識する必要がある。

Ⅱ いじめ防止等への対策に関する内容

1 いじめ防止等への対策のために本市が実施する事項

(1) 「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめ防止等への対策に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめ防止等の有効な対策を検討するとともに、個別のいじめ事案等についての調査や問題の解決を図るため、法第14条第1項に基づき、「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

「連絡協議会」は、学識経験者、児童相談所、警察、学校、教育委員会その他必要と認められる関係機関等の代表者により構成し、倉敷市学校問題支援総合プロジェクト推進会議^{※5)} の構成員により組織する。なお、連絡協議会は以下のものを所掌する。

※3) 教育基本法第10条（平成18年12月法律第120号）
いじめ防止対策推進法第9条（平成25年6月法律第71号）

※4) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第6条（平成20年6月法律第79号、平成29年6月一部改正）
岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第5条（平成23年10月）

- ① いじめ問題への対策に関係する機関及び団体の連携
- ② いじめ問題の有効な対策の検討
- ③ 法24条に基づく調査
- ④ 法28条に基づく重大事態に係る調査
- ⑤ ③及び④の調査を行う際に得た、再発防止につながる知見を活用した、いじめ問題への対策や取組を実効的に行うための専門的立場からの審議

(2) いじめ問題への対策のために本市が実施する主な施策

- ① いじめの防止のために実施する施策
 - ア 道徳教育及び体験活動等の充実
 - イ 児童生徒の主体的な活動の推進
 - ウ いじめを許さない集団づくりと意識の醸成
 - エ 教職員の資質の向上と教育相談体制の充実
 - オ 関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体との連携強化
 - カ インターネット等を通じて行われるいじめについての啓発
 - キ 市の基本方針による施策の点検・評価
- ② いじめの早期発見のために実施する施策
 - ア いじめについての定期的な調査の実施による指導・助言
 - イ 教育相談電話やメール等の活用による相談体制の充実
- ③ いじめへの対処のために実施する施策
 - ア いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための学校への支援等の必要な措置
 - イ 警察との連携^{※6)}
 - ウ いじめの当事者間の在籍校が異なる場合の学校相互の連携、協力体制の整備

※5) 学校問題支援プロジェクト事業実施要綱第2条

本事業において、学校が直面する問題に対して各分野の専門家からなる学校問題支援プロジェクトチームを設置し、学校問題への対処方策についての協議や、学校問題の解決に役立つ資料の作成などを行う。また、学校問題についての相談体制を確立し、学校に対して助言等を行うとともに、相談内容の態様に応じて、各事案別に支援方針を立て、実行に移す。

学校問題支援プロジェクト事業実施要綱第3条

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 推進会議の開催（学期に各1回開催） 構成員：学校関係代表者、弁護士、医師、臨床心理士、警察官、学識経験者、教育行政関係者、行政関係者等
- (2) ケース会議の開催（学校からの要請に応じて、随時開催） 構成員：推進会議構成員の中からそれぞれの事案に必要な人材を招集する。
- (3) 推進会議、ケース会議の方針による学校への支援スタッフの配置

※6) 児童生徒の健全育成に係る岡山県警察本部と倉敷市教育委員会との相互連携制度に関する協定書(平成27年5月)

2 いじめ防止等への対策のために学校が実施する事項

(1) いじめへの基本姿勢

児童生徒はいじめをしてはならない^{※7)} のであって、保護者はその保護する児童生徒にいじめをさせない^{※8)} よう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導に努めなければならない。その前提の上に、学校はいじめを生まない土壌づくりに努め、いじめを根絶するという視点をもつことが必要である。

しかし、いじめは児童生徒が成長する過程において、集団生活の中では社会性を獲得していく上で、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るもの^{※9)} である。そのため、いじめを受けている児童生徒の心情や主観を重視する教育的視点の立場から、学校が社会性を身に付ける場としての機能を果たしていかなければならない。こうした観点から、いじめをしばしば見られる日常的衝突から犯罪行為に至るものまで広域にわたるものとして、次の3類型に分ける。

① 児童生徒が成長する過程で一般的に見られる日常的衝突事案

学校生活において、一般的に見られる誰もが通過儀礼的に経験する「けんか」や「からかい」等に見えても、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛などを感じているものである。この場合、児童生徒の関係性の構築方法や再構築のために繋がり直すための指導、助言を通じて、他者との距離感を身に付けていく必要がある。

② 教育的な見地からの支援や指導、助言を要する事案

児童生徒の衝突が社会化への過程を超えたもので、①とは異なる教育上看過できないものである。この場合、児童生徒及び保護者に対し、教育的見地から解消に向けた積極的かつ丁寧な支援や指導、助言をする必要がある。

③ 学校教育の指導の範囲を超える事案

①や②とは異なり、いじめの対象となっている児童生徒が法的に保護されている権利や利益を侵害する程度に至ったものであり、学校教育の指導の範囲を超えたものである。この場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、所轄警察署と連携してこれに対処する^{※10)} 必要がある。

※7) いじめ防止対策推進法第4条（平成25年6月法律第71号）

※8) いじめ防止対策推進法第9条（平成25年6月法律第71号）

※9) 「いじめ追跡調査2013-15 いじめQ&A」（国立教育政策研究所，平成28年6月）

小中学生への6年間のいじめの追跡調査によれば、「仲間はずれ」「無視」「陰口」をされた経験がある児童生徒は9割、した経験がある児童生徒も同様に9割であった。

※10) いじめ防止対策推進法第23条第6項（平成25年6月法律第71号）

(2) 「学校いじめ問題対策基本方針」の策定

学校は、いじめ問題への対策についての基本的な考え方や、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」として定め、学校のホームページへの掲載等によって、保護者や地域の方が基本方針の趣旨及び内容を確認できるよう徹底するとともに、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明すること。また、基本方針は、実情に応じて評価と改善を行い、教職員研修等を通じて共通理解を図ること。

(3) 「いじめ問題対策委員会」の設置

学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめ問題への対策に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を常設する。「いじめ問題対策委員会」は、当該学校の複数の教職員に加え、心理や福祉などの専門家の参加を得て、対応することにより、より実効的ないじめ問題への対策を図る。

なお、「いじめ問題対策委員会」は、次のような役割を担う。

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有、記録を行う役割
- ④ いじめ（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）に係る情報があったときには、いじめの情報の迅速な共有、及び関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対策方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤ 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(4) 学校が実施する取組

学校がいじめ問題への対策のために実施する取組には、以下のようなものが考えられる。

- ① いじめの防止のために実施する取組
 - ア 規範意識の醸成
 - イ 道徳教育及び体験活動等の充実
 - ウ 校内指導体制の確立
 - エ 児童生徒の人権尊重、生命尊重の態度の育成
 - オ 児童生徒が互いに認め合い、支え合う人間関係づくり
 - カ 児童生徒の主体的な参加による活動の促進
 - キ 児童生徒がネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成

- ク 教職員の指導力の向上，特に配慮が必要な児童生徒への対応^{※11)}
- ケ 家庭や地域の関係団体との連携強化
- コ 学校いじめ問題対策基本方針の周知
- サ 学校いじめ問題対策基本方針による取組の点検・評価

② いじめの早期発見のために実施する取組

- ア 教職員による観察や情報交換
- イ 定期的なアンケート調査等の実施
- ウ 校内の教育相談体制の活用
- エ 校外の相談機関等の周知
- オ SNS等に内包される問題の把握と指導

③ いじめへの対処のために実施する取組

- ア いじめの発見や相談を受けたときの対応
- イ いじめの事実についての徹底調査
- ウ 教職員の組織的な対応と関係機関との連携
- エ いじめられた児童生徒とその保護者への支援
- オ いじめた児童生徒の指導とその保護者への助言
- カ 他の児童生徒への指導と働きかけ
- キ いじめ解消後の継続的な指導
- ク インターネット上の不適切な書き込み等への対処

3 重大事態への対処

(1) 倉敷市教育委員会又は学校による対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

-
- ※11) 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント（文部科学省／平成29年3月）
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
 - 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

* 1) 性同一性障害 …… トランスジェンダーのうち、医学的対応を希望して医療施設を受診した場合に使用される診断名、米精神医学会による診断基準DSM-5では、「性別違和」と変更された。日本でも議論が進んでいる。

* 2) 被災した児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見については、熊本地震や平成30年7月西日本豪雨等、あらゆる自然災害（台風、豪雨、洪水、土砂災害、地震、津波など）も、東日本大震災により被災した児童生徒同様に取り組む必要がある。

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態

倉敷市教育委員会又は学校は、次の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、同種の重大事態の発生の防止のために、適切な方法により、この重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、倉敷市教育委員会へ報告し、倉敷市教育委員会は市長へ報告する。

ウ 調査の主体と組織

重大事態についての調査は、学校が主体となって行う場合と、倉敷市教育委員会が主体となって行う場合がある。

学校が調査主体となる場合、校内に設置された「いじめ問題対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を活用して調査を行う。この場合にも、倉敷市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

倉敷市教育委員会が調査主体となる場合には、「連絡協議会」の構成員を中心として、公平性・中立性を確保することができる委員により、調査を行う。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する調査結果の提供

倉敷市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮した上で、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。

イ 調査結果の報告

倉敷市教育委員会は、調査結果を他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮した上で、市長に報告する。

(2) 市長による再調査及び措置

① 再調査

ア 重大事態の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会等を設置して再調査を行う。

イ アの再調査委員会等の構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者で、職能団体や大学等から推薦された専門的な知識及び経験を有する者とし、調査の公平性・中立性を図る。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 市長及び倉敷市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、調査対象である重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

Ⅲ その他の事項

本市は、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」の見直しを「連絡協議会」において検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。